



坂田 正也議員

村内の宅地開発行為は

坂田議員

村の自然環境保全条例に、事業者は自己の責任において必要な措置を講ずるとともに村の環境保全に関する施策に協力しなければならないとある。

- (1)開発行為の基準は。
- (2)開発区域内にゴミステーションの設置は。
- (3)開発区域内に消防水利施設等の設置は。
- (4)簡易水道を利用する場合、給水量等の求めは。
- (5)盛土規制法により危険個所がないか調査把握は。

必要な措置を講じる責務を課している

村 長

(1)本村で開発行為を行う際は、森林法、農地法、農業振興地域整備法、砂防法、自然公園法などの法律が関係している。特に指定がない宅地や雑種地、山林の1haを超える大規模な開発行為は、都市計画法に基づき県の許可が必要となる。

また、環境保全条例では事業者に対して、関係法令を遵守し、地域との調和を図った開発を行い、事業活動によって良好な環境を侵害しないよう、必要な措置を講じる責務を課している。大規模な開発に関しては、景観条例に基づき周辺住民の理解を得よう求めている。

- (2)開発区域内にゴミステーションの設置は、「南阿蘇村景観計画区域における行為の届出書」に留意事項として記載してある。また分譲地及び賃貸物件等の事業者（管理者）には、ゴミステーション設置のお願いをしている。
- (3)開発区域内に消防水利施設等の設置は、1ha以上の大規模開発行為に対する協議があった際には、県知事の許可が必要になり開発行為の中で消防水利施設等の設置を求められる。小規模開発では、地区からの要望により検討していく。
- (4)簡易水道を利用する場合、計画時に給水量は、事前に予定最大給水量等の情報提示を求めている。
- (5)盛土規制法により危険個所がないか調査把握は、県内全ての地域で、一定規模の盛り土や切り土をする場合に、事前の届け出と許可が必要となる。

坂田議員

これから先、地方と都会の土地の価格差はあっても家の建築費用はさほど変わらない。南阿蘇で安く土地を取得し、家を建てるという考えの人が増える可能性が多くなる。開発業者が予めゴミステーションや防火水槽等の環境整備を行ない分譲販売すれば、村が用地交渉や整備に費やす費用の軽減にも繋がり、その費用は他の住民サービスの事業に利用できる。今後、検討を切に願います。

村長、今後の進退は

坂田議員

村長は「誰もが住みたい、住み続けたい南阿蘇村の実現を目標とする」といわれるが、まだまだたくさんの課題がある。今後の対策と、次回の村長選挙の立候補について伺う。

村長選挙に立候補する

村 長

これまでの二期は、震災対応とコロナ対策、厳しい財政状況などが重なり、思うような施策に取り組むことができなかつた。三セク統合や温泉民営化などで節約することができたので残された施策を実現したいと思う。村を活性化するには、「節約」と「投資」をバランスよく進め、投資効果を十二分に考慮して様々な施策を進めていく。

私の政治理念は、「村政の基本は住民との対話である」であり、引き続き村民との対話を大切に、明るく住み良い村づくりに努めていく。これからも誠心誠意、村の振興発展のために尽力する。

2月に南阿蘇村は、合併して20年を迎える。記念式典を行うが熊本地震からの復興を祝い、更なる飛躍を誓う式典になればと考えている。そして次回の村長選挙に立候補することを表明する。

坂田議員

大事なことは村の環境であり、良い環境は産業をささえ、活力を生む。その活力は、村民の暮らしを豊かにする。吉良村長、南阿蘇村を「自立持続可能性自治体」として、よき方向へ前進されることを願う。